

ぞんじ
ご存知ですか？



しょうがい しゃ さ べつ かい しょう ほう

障害者差別解消法

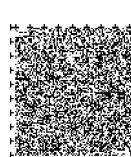
しおうがい り ゆう さ べつ かいしょう すい しん かん ほうりつ
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

へいせい ねん がつ はじ
平成28年4月から始まりました

ほうりつ しおうがい かた さ べつ しおうがい
この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある
かた かた とも い しゃ かい
方もない方も共に生きる社会をつくることをめざしています。



なごやし
名古屋市



障害者差別解消法では障害を理由とする差別として 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について定めています。

不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをしてはいけません。

不当な差別的取扱いの例

サービスの提供を
拒否すること



入店や利用を
拒否すること



合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※1があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※2を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

※1 意思の表明

- 本人の意思表明が困難な場合には、その家族や介助者などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

※2 社会的障壁

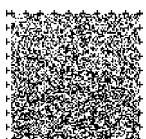
- 社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。（事物・制度・慣行・観念など）

事物…通行、利用しにくい施設、設備など

制度…使用しにくい制度など

慣行…障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など

観念…障害のある方への偏見など



合理的配慮の例

筆談や読み上げなど、
障害の特性に応じたコミュニ
ケーション手段で対応すること



車いす使用者が乗り物に乗るとき
に手助けをすること

● 障害者差別解消法では次のように定めています

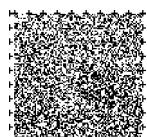
区分	不當な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
名古屋市役所などの行政機関	不當な差別的取扱いが禁止されます。	合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※	不當な差別的取扱いが禁止されます。	合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※『民間事業者』とは

営利・非営利、個人・法人の区別はありません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体も対象となります。

この法律で対象となる「障害のある方」は次のような方々です

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）そのほか心身の機能の障害がある方で、障害や社会的な障壁（バリア）によって日常生活や社会生活が困難になっている方です。障害者手帳をもっていない方も含まれます。



ふとう さべつてきとりあつか 『不当な差別的取扱い』の ぐたいてき れい 具体的な例

ごうりてきはいりよ 『合理的配慮』の ぐたいてき れい 具体的な例

ぎょうせいきかん 行政機関など

- ✖ 窓口対応を拒否する。
- ✖ 対応の順番を後回しにする。

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字など
のコミュニケーション手段を用いる。

みせ お店など

- ✖ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。
- ✖ 行事、娯楽などへの参加を制限する。

- 売り場への案内の要望があった場合は
もくてき ば あんない ようぼう ば あい
目的の場所へ案内する。
- 障害者用の駐車場について、健常者が
りょう ば あんない けんじょうしゃ
利用することのないよう注意を促す。

こうつう 交通など

- ✖ 乗車を拒否する。
- ✖ 車いす使用者に対し、混雑する時間の
バス利用を避けてほしいと言う。

- 車いす使用者がバスに乗車する際、
くるま しょうしゃ じょうしゃ さい
車内の利用者へ車いすスペースを空け
しゃない りょうしゃ くるま あ
てもらうよう車内案内により協力をお
ねが しゃないあんない きょうりょく
願いする。

す 住まいなど

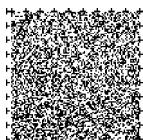
- ✖ 物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
- ✖ 障害を理由とした誓約書の提出を求める。

- 障害のある方の求めに応じて、バリア
しおがい かた もと おう
フリー物件など、不便と感じている部
ぶつけん ふべん かん ぶ
分に対応している物件があるかどうか
かくにん 確認する。

がっこう 学校など

- ✖ 学校への入学の出願の受理、受験、
にゅうがく にゅうがく しゅつがん じゅり じゅけん
入学を拒むことや、代わりとして正当
りゅう じょうけん つ
な理由のない条件を付ける。

- 入学試験や検定試験において、本人・
ほんにん
保護者の希望、障害の状況などを踏ま
ほごし ゃ きぼう しょうがい じょうきょう ふ
え、別室での受験、試験時間の延長、
べっしつ じゅけん しけんじかん えんちょう
点字や拡大文字、音声読み上げ機能の
じょう さよか
使用などを許可する。



【参照】内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

しょうがいしゃさべつかいじょうほう かん 障害者差別解消法に関する Q&A

Q1.

にちじょうせいかつ なか こじんてき しょうがい かた せつ
日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような
ばあい ほうりつ たいしょう
場合にも、この法律の対象になるのですか。

ほうりつ くに ぎょうせいきかん ちほうこうきょうだんたい みんかんじぎょうしゃ きせい たいしょう
この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを規制の対象に
しており、個人の思想、言論といったものは対象にしていません。個人について
けいはつ こじん しそう げんろん たいしょう
は啓発を通じて、この法律の趣旨の周知を図っていくこととしています。

Q2.

こよう しょうがい かた たい さべつ ほうりつ
雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の
たいしょう
対象になるのですか。

こよう ぶんや さべつ ほうりつ べつ しょうがいしゃ こよう
雇用の分野における差別については、この法律とは別に、**障害者の雇用の
そくしんとう かん ほうりつ しおうがいしゃこうそくしんとう さだ** 促進等に関する法律 (障害者雇用促進法) の定めるところによります。
くわ かく と あ
詳しくは、各ハローワークにお問い合わせください。

Q3.

しょうがい りゆう さべつ ほうりつ ばっそく
障害を理由とする差別について、この法律に罰則はある
のですか。

ほうりつ ただ ばっそく か けんせつてき はな あ
この法律では、直ちに罰則を課すこととはしていません。建設的な話し合いを
つう たが りかい もんだいかいけつ はか く かえ さべつ
通じてお互いの理解をすすめ、問題解決を図っていきます。ただし、繰り返し差別が
おこな じしゅてき かいぜん きたい ば あい みんかんじぎょうしゃ おこな じぎょう
行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者が行う事業を
たんとう だいじん みんかんじぎょうしゃ たい ほうこくちゅうしゅう じょげん しどう
担当している大臣が、民間事業者に対して報告徴収、助言、指導などができる
ことになっています。また、愛知県障害者差別解消推進条例においても、不当な
さべつけとりあつか う しおがい かた もと ちじ みんかんじぎょうしゃ
差別的取扱いを受けた障害のある方などからの求めにより、知事が民間事業者への
じょげん しどう おこな
助言、あっせん、指導などを行うことができます。

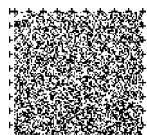
【参照】**愛知県ホームページ**

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/sabetsu-jourei.html>

Q4.

かんきょう せいび いち
環境の整備はどのように位置づけられていますか。

こうきょうしせつ こうつきょうかん か いしひょうじ
公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーション
しえん じんてき しえん じょうほう
を支援するためのサービス、介助者などの人的支援や情報アクセシビリ
こうじょう かんきょう せいび ぎょうせいきかん みんかんじぎょうしゃ
ティの向上などは、環境の整備として、行政機関と民間事業者のどちら
じっし つと
も実施に努めることとされています。

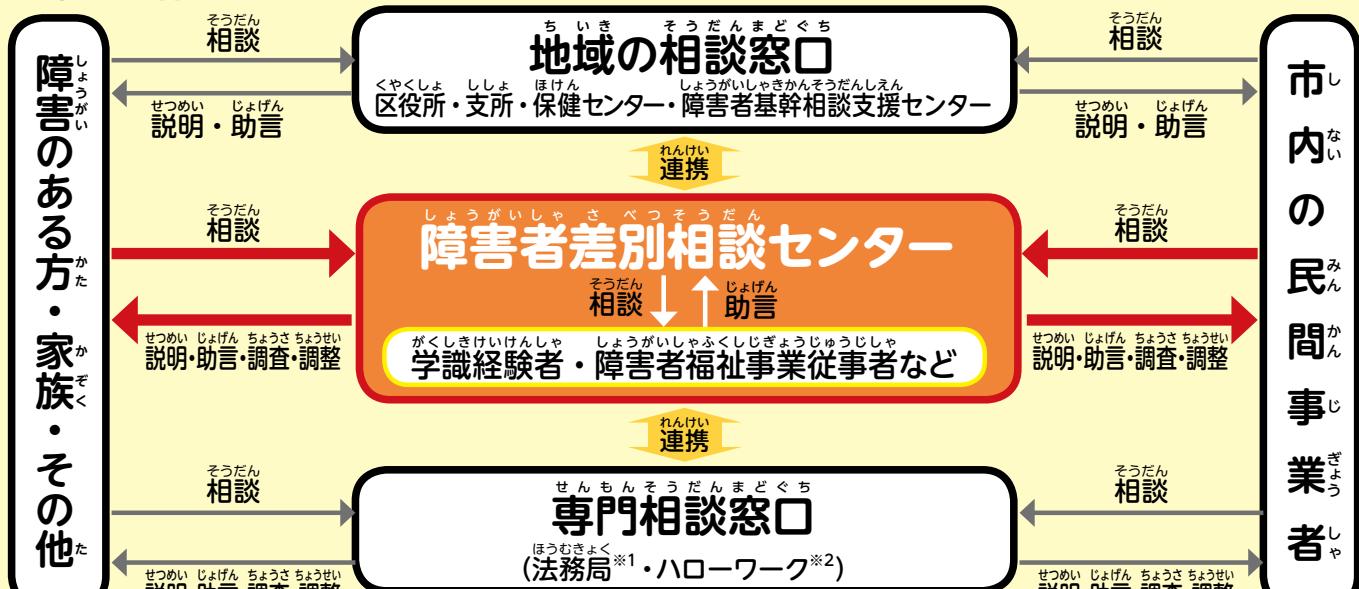


なごやしそうがいしゃさべつそうだん

名古屋市障害者差別相談センター

なごやしそうがいしゃさべつそうだん
名古屋市障害者差別相談センターは、障害者差別解消法に基づき、障害のある方や
かぞく みんなんじょうしゃ みなさま しょうがいしゃさべつ かんそうだんう かんけいきかん
そのご家族、民間事業者の皆様から、障害者差別に関する相談を受け、関係機関と
れんけい そうだんないよう かんけいしゃかん ちょうせい おこな さべつ かいしょう
連携しながら、相談内容にかかる関係者間の調整などを行い差別の解消をはかる
せんもんきかん 専門機関です。

相談の体制



※1) 個人的な関係(近所の人など)による差別を含む人権相談全般 ※2) 障害者雇用促進法に基づく雇用に関する相談全般

ご相談ください

月曜日～金曜日、第3土曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00(水曜日は20:00まで)

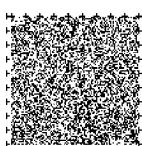
住所 〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1
名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL (052) 856-8181

FAX (052) 919-7585

Eメールアドレス inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

ホームページアドレス <http://nagoya-sabetsusoudan.jp>



作成

なごやし

なごやしけんこうふくしきょくしおがいふくしごくしきゅうがいきかくか

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

なごやしそうがいしゃさべつそうだん

名古屋市障害者差別相談センター

TEL (052) 972-2585 FAX (052) 951-3999

なごや市ホームページ [http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-12-0-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-12-0-0-0-0-0-0-0.html)

このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。)

こし ふく さいせいし しお